

# 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

アップル調剤薬局グループ

## (事業の目的)

第1条 当薬局が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）を行うことによって、利用者の療養生活の向上をはかることを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1 薬局の従事者は、利用者がその有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう、医師又は歯科医師が交付して処方せんによる指示に基づき適切な療養上の管理及び指導を行う。
- 2 居宅療養管理指導等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

## (薬局の名称)

第3条 ホームページ掲載「店舗一覧」でご確認いただけます。

## (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 薬局に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅療養管理指導等の利用申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- 2 居宅療養管理指導等に従事する常勤1名以上の薬剤師を配置する。  
従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。  
薬剤師の員数は居宅療養管理指導等を行う利用者数及び保険薬局の通常業務を勘案した必要数とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 薬局の営業日および営業時間は、ホームページ掲載「店舗一覧」でご確認いただけます。

(指定居宅療養管理指導等の種類)

第6条 指定居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

- 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等

(指定居宅療養管理指導等の利用料その他必要な費用の額)

第7条

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法廷代理受領サービスである場合は、その1割の額とする。

- 2 前項に定める額のほか、指定居宅療養管理指導等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けとることができるものとする。

薬局から片道おおむね15km未満 500円

薬局から片道おおむね15km以上 1,000円

- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第8条

- 1 事業者は、従業員の質的向上を図るため、次のとおり研修期間を設け、また、業務体制の設備を行うものとする。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は薬局が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。